

和歌山下津港港湾計画書

— 改 訂 —

令和7年3月

和歌山下津港港湾管理者
和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年9月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年6月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年7月港湾審議会第169回計画部会
- ・平成13年5月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成17年3月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成18年3月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成21年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成23年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成24年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成25年11月和歌山県地方港湾審議会
- ・令和2年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・令和6年9月和歌山県地方港湾審議会

の議を経た和歌山下津港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	和歌山下津港への要請.....	1
2	港湾計画の方針.....	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画.....	6
2	旅客船埠頭計画.....	9
3	危険物取扱施設計画.....	9
4	専用埠頭計画.....	10
5	水域施設計画.....	11
6	外郭施設計画.....	13
7	小型船だまり計画.....	15
8	臨港交通施設計画.....	19
IV	港湾の環境の整備及び保全	22
1	港湾環境整備施設計画.....	22
2	廃棄物処理計画.....	22
V	土地造成及び土地利用計画	23
1	土地造成計画.....	23
2	土地利用計画.....	24
3	海浜計画.....	24
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	25
VII	その他重要事項	26
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために 必要な施設.....	26
2	大規模地震対策施設計画.....	27
3	港湾施設の利用.....	28
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項.....	29

I 港湾計画の方針

1 和歌山下津港への要請

和歌山下津港は、紀伊水道をへだてて四国、淡路島を望む大阪湾口に位置しており、古くから沿岸航路の定期船寄港地として栄え、昭和 26 年 1 月重要港湾に指定された。その後、鉄鋼、石油精製等の工業港として、また、紀北地域を背後地域とする木材輸入港として発展し、昭和 40 年 4 月特定重要港湾に指定された。現在では、臨海部に立地する各種工業及び紀北地域における流通拠点として重要な役割を果たしている。

平成 7 年には釜山との外貿定期コンテナ航路が、令和 4 年には内貿ユニットロード航路が開設され、今後は地域国際流通港湾としての役割が増大することが見込まれている。令和 3 年の港湾取扱貨物量は外貿 1, 174 万トン、内貿 1, 295 万トン(うちフェリー 269 万トン)合計 2, 469 万トンに達している。

本港の背後地域においては、近畿自動車道の開通、関西国際空港の開港に加え、京奈和自動車道等の高速交通体系が拡充されてきており、京阪神地域との結びつきが強化されることから、関西圏の一翼を担う拠点として、今後ますます発展することが期待されている。

このため、本港においては、背後地域の発展に伴う物流需要の増大や、コンテナ化の進展など物流形態の変化に対応した機能を確保するとともに、輸送の効率化等により、地域産業の高度化・活性化を支援することが求められている。

また、近年の港湾を取り巻く状況の変化に伴い、市民が海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成等、多様な要請が寄せられている。

また、和歌山下津港背後圏の自然・歴史・文化に溢れた多様な観光資源を活かし、クルーズ船の寄港によるインバウンド需要の増大や交流拡大への対応が期待されている。

これらの状況を踏まえ、産業・物流機能を効果的に発揮させる観点では、地域の主力産業たる化学薬品や鉄鋼、鋼材等の物流の強化を図ると

ともに、紀北地域の基礎物流インフラとしての役割を果たすため、一般貨物の海上輸送機能及び内貿ユニットロードの取扱機能の強化が必要である。

交流・観光拠点の形成という観点では、観光立国・観光立県の実現に寄与するため、クルーズ船入港への対応、みなとを核とした賑わいづくりが必要である。

災害に強い港づくりという観点では、地域の防災拠点として住民生活や企業活動の継続に貢献するため、激甚化する災害に対応した港湾の強化が必要である。

また、気候変動による海面上昇及び高潮・高波リスクの増大が懸念されていることから、今後、気候変動による影響を考慮した港湾施設や海岸保全施設の整備が必要である。

2 港湾計画の方針

(1) 港湾計画の方針

将来の和歌山下津港において、紀北地域の経済活動を支え、主力産業の海上物流拠点として立地企業の基礎物流インフラとしての役割を実現するとともに、人が集い、賑わう拠点としても地域に貢献していくことを目指し、2030年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 紀北地域の産業・物流の強化に貢献し、立地企業の基礎物流インフラとしての役割、モーダルシフト促進を図るため、一般貨物の海上輸送機能及び内貿ユニットロードの取扱機能の強化を図る。
- 2) 恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承に寄与するため、再生可能エネルギー燃料及び循環資源の効率的な海上輸送、並びに環境負荷の少ないRORO輸送の実現を図る。
- 3) 観光立国・観光立県の実現に寄与するため、クルーズ船入港への対応に向けた取組、みなとを核とした賑わいづくりの伸展を図る。
- 4) 地域の防災拠点として住民生活や企業活動の継続に貢献するため、激甚化する災害に対応した港湾の強靱化を図る。
- 5) 物流機能強化に伴って発生する浚渫土砂等の処理空間を確保する。

(2) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域(約1,400ha)と水域(約12,000ha)からなる港湾空間を以下のように利用する。

- ① 北港沖地区、青岸地区、西浜地区、和歌山港沖地区は、物流関連ゾーンとする。
- ② 北港地区、和歌山港沖地区、船尾地区、海南地区、大崎地区、下津地区、沖山地区、有田地区は、生産ゾーンとする。
- ③ 西脇地区、内港地区、大浦地区、琴ノ浦地区、海南地区の一部冷水地区の一部、下津地区の一部は、船だまり関連ゾーンとする。
- ④ 薬種畑地区は、人流ゾーンとする。
- ⑤ 北港沖地区の一部、片男波地区、毛見地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥ 北港沖地区の一部、西浜地区、毛見地区、船尾地区の一部は、交流拠点ゾーンとする。
- ⑦ 内港地区、雑賀崎地区は、港湾業務関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次(2030 年代後半)における取扱貨物量を次のように定める。

取扱貨物量等	外 貿 (うち外貿コンテナ)	8 5 0 万トン (7 万トン(4 千TEU))
	内 貿 (うち内貿フェリー) (うち内貿コンテナ)	1, 0 7 0 万トン (2 8 0 万トン) (6 万トン(4 千TEU))
	合 計	1, 9 2 0 万トン
船舶乗降旅客数等		5 0 万人

※端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1－1 北港地区

公共埠頭の配置計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

〔	既定計画 水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m 埠頭用地 2 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)	〕
---	--	---

1－2 北港沖地区

砂利・砂、コークス等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m	[新規計画]
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m	[既設]
埠頭用地 13 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)	
	[既定計画の変更計画]

〔	既定計画 埠頭用地 11 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)	〕
---	---------------------------------------	---

1－3 薬種畑地区

セメント、化学薬品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 7 m 岸壁 1 バース 延長 45 m	[新規計画]
埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)	
	[新規計画]

1－4 西浜地区

内貿ＲＯＲＯ貨物及び化学薬品、鉄鋼、金属くず、再利用資材等の
外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深１０ｍ 岸壁２バース 延長３６０ｍ [既設の変更計画]
水深１０ｍ 岸壁１バース 延長１８０ｍ [新規計画]
水深１０ｍ 岸壁１バース 延長２２０ｍ [新規計画]
水深１３ｍ 岸壁１バース 延長２６０ｍ [既設]
水深１２ｍ 岸壁１バース 延長２４０ｍ [既設]
水深５．５ｍ 岸壁１バース 延長９０ｍ [既設]
埠頭用地 ３７ｈａ（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
[新規計画・既設の変更計画]

水深４．５ｍ 岸壁２バース 延長１２０ｍ [既設]
水深３ｍ 物揚場 延長５０ｍ [既設]
埠頭用地 ２ｈａ（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
[既設]

既設
水深１０ｍ 岸壁２バース 延長２８０ｍ
埠頭用地 ２８ｈａ（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

なお、これに伴い次の施設を廃止する。

既設
水深１０ｍ 岸壁２バース 延長３７０ｍ
水深５．５ｍ 岸壁３バース 延長３００ｍ
水深４．５ｍ 岸壁３バース 延長１８０ｍ

1－5 和歌山港沖地区

原塩等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深14m 岸壁1バース 延長260m [既定計画の変更計画]
埠頭用地 13ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

既定計画
水深14m 岸壁2バース 延長560m
埠頭用地 34ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

1－6 船尾地区

内貿RORO貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁1バース 延長220m [新規計画]
埠頭用地 3ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[新規計画]

1－7 下津地区

水深4.5m 岸壁2バース 延長240m [既設]
水深4m 物揚場 延長120m [既設]
埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設]

公共埠頭の配置計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

既定計画
物揚場 水深4m 延長60m
埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 旅客船埠頭計画

2-1 薬種畑地区

公共埠頭の配置計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

既定計画		
水深10m	岸壁1バース	延長280m(既設)
水深3m	物揚場	延長60m
埠頭用地	1ha(旅客施設用地)	

3 危険物取扱施設計画

3-1 北港沖地区

企業の事業計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

既定計画	
水深14m	ドルフィン1バース(専用)

3-2 青岸地区

水深6.5m ドルフィン1バース(専用) [既定計画]

水深4.5m 岸壁1バース 延長32m [既設]

3－3 沖山地区

水深 1 4 m ドルフィン 2 バース (専用) [既設]

水深 9 . 2 m ドルフィン 2 バース (専用) [既設]

水深 8 . 3 m ドルフィン 1 バース (専用) [既設]

水深 8 . 1 m ドルフィン 1 バース (専用) [既設]

水深 7 . 4 m ドルフィン 1 バース (専用) [既設]

水深 7 m ドルフィン 1 バース (専用) [既設]

水深 6 . 3 m ドルフィン 1 バース (専用) [既設]

水深 6 . 2 m ドルフィン 1 バース (専用) [既設]

企業の事業計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

{	既定計画
	水深 4 . 5 m 岸壁 3 バース 延長 1 8 0 m (専用)
	危険物取扱施設用地 4 h a
}	

4 専用埠頭計画

4－1 北港沖地区

企業の事業計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

{	既定計画
	水深 7 m ドルフィン 1 バース
	水深 4 . 5 m 岸壁 延長 7 0 m
}	

5 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

5－1 航路

1) 和歌山港沖地区

本港航路 水深 1 4 m 幅員 2 8 0 m [既定計画]

5－2 泊地

1) 北港沖地区

水深 1 2 m [新規計画]

水深 1 0 m [新規計画]

また、危険物取扱施設計画の変更計画に伴い以下の泊地を廃止する。

〔 既設
水深 1 4 m 〕

2) 青岸地区

水深 7 . 5 m 面積 3 h a [既定計画]

水深 6 . 5 m 面積 1 h a [既定計画]

3) 西浜地区

水深 1 4 m 面積 4 9 h a [既定計画の変更計画]

水深 1 0 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

(既定計画
水深 1 4 m 面積 5 9 h a
水深 1 0 m 面積 3 h a)

また、以下の泊地を廃止する。

(既設
水深 1 0 m
水深 5 . 5 m)

4) 船尾地区

水深 9 m 面積 1 h a [新規計画]

5 - 3 航路・泊地

1) 北港地区

水深 1 4 m [既設の変更計画]

(既設
水深 1 4 m)

6 外郭施設計画

港内の静穏度及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

6－1 北港地区

北港沖北防波堤 延長 1,000 m [既定計画]

北港北防波堤 延長 117 m [既設]

北港北防波堤 延長 80 m 撤去 [既定計画]

北港中防波堤 延長 400 m [既設]

北港西防波堤 延長 50 m [既設]

6－2 北港沖地区

北港沖南防波堤 延長 1,000 m (うち 300 m 工事中)
[既定計画]

6－3 青岸地区

青岸北防波堤 延長 330 m [既設の変更計画]

青岸北防波堤(2) 延長 60 m [新規計画]

一文字防波堤 延長 156 m 撤去 [新規計画]

北防波堤 延長 210 m 撤去 [既定計画]

〔 既設
青岸北防波堤 延長 610 m 〕

6－4 西浜地区

南防波堤 延長 4 5 0 m撤去 [既定計画]

6－5 和歌山港沖地区

本港沖南防波堤 延長 1, 1 5 0 m [既設の変更計画]

本港沖外防波堤 延長 2 7 m撤去 [既定計画]

本港沖副防波堤 延長 1 2 3 m撤去 [既定計画]

〔 既設
本港沖南防波堤 延長 8 8 0 m 〕

7 小型船だまり計画

漁船、官公庁船、プレジャーボート等の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

7－1 西脇地区

泊地	水深 2 m		[既設]
西脇防波堤①		延長 1 8 0 m	[既設]
西脇防波堤②		延長 1 7 0 m	[既設]
二里ヶ浜防波堤		延長 5 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 4 1 0 m	[既設]
小型栈橋	2 基		[既設]
船揚場	1 8 2 m		[既設]
埠頭用地	2 h a		[既設]

利用船舶の減少に伴い、以下の計画を削除する。

既定計画			
物揚場	水深 2 m	延長 3 4 0 m	
埠頭用地	1 h a		

7－2 内港地区

泊地	水深 3 m		[既設]
泊地	水深 2 m		[既設]
物揚場	水深 3 m	延長 2 0 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 4 0 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 3 3 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 1 7 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 1 0 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 8 0 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 7 0 m	[既設]
小型栈橋	4 基		[既設]
埠頭用地	1 h a		[既設]

作業船等の利用にも対応するため、次のとおり計画する。

水深 4.5 m	岸壁 1 バース	延長 1 2 0 m	[新規計画]
埠頭用地	1 h a		[新規計画]

泊地	水深 4 m	面積 2 h a	[既定計画]
泊地	水深 3 m	面積 2 h a	[既定計画]
物揚場	水深 4 m	延長 2 0 0 m	[既定計画]
物揚場	水深 3 m	延長 1 8 0 m	[既定計画]
埠頭用地	1 h a		[既設]

7－3 薬種畑地区

公共埠頭計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

既定計画			
物揚場	水深 3 m	延長 1 2 0 m	
埠頭用地	1 h a		

7－4 西浜地区

南港北防波堤	1 9 0 m撤去	[既定計画]
物揚場	水深 2 m 延長 2 1 7 m	[既設]
小型栈橋	6 基	[既設]
埠頭用地	1 h a	[既設]

作業船等の利用にも対応するため、次のとおり計画する。

泊地	水深 5. 5 m 面積 6 h a	[新規計画]
水深 5. 5 m 岸壁	1 バース 延長 1 0 0 m	[新規計画]
埠頭用地	1 h a	[新規計画]

7－5 琴ノ浦地区

泊地	水深 2 m 1 h a	[既定計画]
物揚場	水深 2 m 延長 8 0 m	[既定計画]

7－6 大崎地区

大崎防波堤	延長 8 5 m	[既設]
物揚場	水深 3 m 延長 9 0 m	[既設]
埠頭用地	1 h a	[既設]

利用船舶の減少に伴い、以下の計画を削除する。

既定計画		
大崎南防波堤	延長 3 0 0 m	
物揚場	水深 3 m 延長 1 1 0 m	
物揚場	水深 2. 5 m 延長 2 5 0 m	
埠頭用地	1 h a	

7－7 下津地区

泊地	水深 2 m	面積 1 h a	[既定計画]
物揚場	水深 2 m	延長 1 6 8 m	[既設]
物揚場	水深 2 m	延長 1 4 0 m	[既定計画]
埠頭用地	1 h a		[既定計画]
物揚場	水深 1 . 5 m	延長 2 0 0 m	[既設]
小型栈橋	1 基		[既設]

8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

8－1 道路

1) 北港地区

臨港道路紀の川右岸線

起点 臨港道路北港沖線 終点 旧国道26号
(県道和歌山阪南線) 2車線
[既定計画の変更計画]

既定計画
臨港道路紀の川右岸線
起点 北港地区公共埠頭 終点 国道26号 2車線

2) 北港沖地区

臨港道路北港沖二号線

起点 北港沖地区公共埠頭 終点 臨港道路北港沖線 2車線
[新規計画]

臨港道路北港沖線

起点 北港沖地区公共埠頭 終点 臨港道路紀の川右岸線 2車線
[既定計画]

3) 薬種畑地区

臨港道路薬種畑埠頭線

起点 薬種畑地区フェリー埠頭 終点 臨港道路一号臨港道路
2車線
[既設]

臨港道路三号臨港道路

起点 臨港道路七号臨港道路 終点 臨港道路薬種畑埠頭線
4車線
[既設]

旅客船埠頭計画の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

既定計画
臨港道路薬種畑埠頭線
起点 薬種畑地区旅客船埠頭 終点 薬種畑地区フェリー埠頭

2 車線

4) 西浜地区

臨港道路西浜二号線

起点 西浜地区公共埠頭 終点 臨港道路西浜線 2 車線
[新規計画]

臨港道路西浜線

起点 臨港道路和歌山港沖線 終点 臨港道路一号臨港道路 4 車線
[既定計画]

臨港道路和歌山港沖線

起点 和歌山港沖地区公共埠頭 終点 臨港道路西浜線 2 車線
[既定計画]

臨港道路一号臨港道路

起点 県道 16 号 終点 臨港道路二号臨港道路 4 車線
[既設]

臨港道路七号臨港道路

起点 西浜地区公共埠頭 終点 臨港道路一号臨港道路 2 車線
[既設]

臨港道路八号臨港道路

起点 臨港道路一号臨港道路 終点 臨港道路三号臨港道路 2 車線
[既設]

臨港道路一二号臨港道路

起点 臨港道路一号臨港道路 終点 西浜地区公共埠頭 2 車線
[既設]

5) 和歌山港沖地区

臨港道路和歌山港沖線

起点 和歌山港沖地区公共埠頭 終点 臨港道路西浜線 2車線

[既定計画の変更計画]

〔既定計画
臨港道路和歌山港沖線
起点 和歌山港沖地区公共埠頭 終点 臨港道路西浜線 2車線〕

6) 船尾地区

臨港道路船尾一号線

起点 船尾地区公共埠頭 終点 臨港道路毛見二号線 2車線

[新規計画]

8-2 その他の施設

1) 西浜地区

ヘリポート 面積1ha [新規計画]

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

浚渫土砂や建設残土による土地造成を図るため、次の既定計画を削除する。

既定計画

浚渫土砂、陸上残土 1,090 万 m^3 のうち 530 万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物処理について次のとおり計画する。

和歌山港沖地区 廃棄物処理・活用用地 36 ha

なお、廃棄物は土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地 26 ha、交通機能用地 3 ha、緑地 7 ha として土地利用を図る。

また、浚渫土砂、陸上残土 1,090 万 m^3 のうち 560 万 m^3 については、和歌山港沖地区 39 ha の土地造成の埋立用材として有効活用を図る。

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、以下のとおり計画する。

北港沖地区	緑地	25 ha	[既定計画・既定計画の変更計画]
青岸地区	緑地	7 ha	[新規計画・既定計画]
和歌山港沖地区	緑地	6 ha	[既定計画の変更計画]
毛見地区	海浜	735 m	[新規計画]
	緑地	2 ha	[新規計画]

また、公共埠頭の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

内港地区 緑地 1 ha

薬種畑地区 緑地 4 ha

大崎地区 緑地 1 ha

さらに、土地需要の変化に伴い、次の施設を廃止する。

既設

西浜地区 緑地 1 ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
青岸地区						(5) 5	(5) 5
西浜地区	(11) 11	(1) 1					(11) 11
和歌山沖地区	(13) 13	(6) 6	(7) 7		(8) 8	(6) 6	(39) 39
琴ノ浦地区				1			1
船尾地区	(2) 2						(2) 2
合計	(25) 25	(6) 6	(7) 7	1	(8) 8	(11) 11	(57) 57

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	合計
西脇地区	(2) 2	(3) 3							(4) 4
北港地区				(418) 418	7	(4) 4			(421) 428
北港沖地区	(13) 13	(2) 2		(120) 120		(4) 4	(29) 29	(8) 8	(177) 177
内港地区	(4) 4	(4) 4				(2) 2			(9) 9
青岸地区	(11) 11	(1) 1		(13) 13		(2) 2	(7) 7		(33) 33
薬種畑地区	(1) 1	(5) 5				(4) 4	(1) 1		(11) 11
西浜地区	(41) 41	(80) 80		(6) 6		(12) 12			(138) 138
雑賀崎地区	(6) 6			(27) 27		(5) 5	(4) 4		(42) 42
大浦地区	(1) 1					(1) 1			(1) 1
和歌山港沖地区	(13) 13	(6) 6		(7) 7		(8) 8	(6) 6		(39) 39
片男波地区						(1) 1	(2) 2		(3) 3
毛見地区	(4) 4	(2) 2	(39) 39			(7) 7	(3) 3		(55) 55
琴ノ浦地区	(1) 1				1				(1) 1
船尾地区	(3) 3			(117) 117		(3) 3			(123) 123
海南地区	(3) 3			(48) 48		(1) 1			(51) 51
冷水地区	(1) 1								(1) 1
大崎地区	(1) 1			(23) 23					(24) 24
下津地区	(1) 1	(1) 1		(33) 33					(35) 35
沖山地区				(37) 37					(37) 37
有田地区	(2) 2			(169) 169		(1) 1			(171) 171
合計	(104) 104	(103) 103	(39) 39	(1,018) 1,018	7	(52) 52	(50) 50	(8) 8	(1,374) 1,381

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
 注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

単位：m

用途 地区名	海浜
毛見地区	(735) 735
合計	(735) 735

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、引き続き、港湾利用者のニーズを把握するとともに利用促進活動を進める。

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

北港沖地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 3 0 m [新規計画]

西浜地区

水深 1 3 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m [既設]

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m [新規計画]

和歌山港沖地区

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m [新規計画]

船尾地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m [新規計画]

2 大規模地震対策施設計画

2-1 緊急物資輸送の拠点として機能する施設

以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に加するとともに、国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

北港地区

大規模地震対策施設の配置の見直しに伴い、以下の計画を削除する。

〔 既定計画
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m 〕

北港沖地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m [新規計画]

埠頭用地 1 ha [新規計画]

緑地 5 ha [新規計画]

臨港道路 臨港道路北港沖線 [新規計画]

起点 北港沖地区公共埠頭 終点 臨港道路紀の川右岸線 2 車線

西浜地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既設]

埠頭用地 5 ha [新規計画]

交通機能用地 1 ha [新規計画]

臨港道路 臨港道路七号臨港道路 [既設]

起点 西浜地区公共埠頭 終点 臨港道路一号臨港道路 2 車線

船尾地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

埠頭用地 1 ha [新規計画]

臨港道路 臨港道路船尾 1 号線 [新規計画]

起点 船尾地区公共埠頭 臨港道路毛見二号線 2 車線

2－2 幹線貨物輸送の拠点として機能する施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

西浜地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

3 港湾施設の利用

3－1 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を以下のとおり計画する。

1) 西浜地区

水深 4 m 物揚場 延長 240 m (物資補給岸壁) [既設]

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

4-1 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名(仮称)	桁下空間
西浜大橋	中央幅 幅 80 m 高さ N.H.H.W.L. + 2.3 m

注1) N.H.H.W.L. は、略最高高潮面であり D.L. + 2.13 m とする。

[既定計画の変更計画]

既定計画	
橋梁名(仮称)	桁下空間
西浜大橋	中央幅 幅 80 m 高さ N.H.H.W.L. + 1.6 m
注1) N.H.H.W.L. は、略最高高潮面であり D.L. + 2.13 m とする。	

4-2 開発空間の留保

和歌山港沖地区地先については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

[新規計画]

4-3 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、和歌山港沖地区の 38 ha の土地造成において、浚渫土砂及び建設残土の廃棄物処理を計画する。

[新規計画]